(ロ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三三度四〇分一四秒東経一三六度五九分五五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三三度二〇分二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三三度九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

**○関東地方整備局告示第一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月四日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十三年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四百六十八号　北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地二四七番一五地先から同市大字下石戸下字二ツ家上耕地二七九番九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

二　供用開始の期日　平成二十三年一月四日

**○近畿地方整備局告示第一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十三年一月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
一般国道　二十四号　和歌山市西汀丁地先から和歌山市真砂丁地先まで
一般国道　二十六号　堺市堺区浜寺石津町東2丁地先から和歌山市西汀丁地先まで
一般国道　四十二号　和歌山市紀三井寺地先から和歌山市真砂丁地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　株式会社　ＺＴＶ　取締役社長　田村　憲司
住　所　津市あのつ台四丁目七番地一

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「一般国道二十四号、二十六号、四十二号道路管理用通信線等兼用工作物管理協定」及び「一般国道二十四号、二十六号、四十二号道路管理用通信線等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十三年一月四日から本協定の存続する日まで

**○近畿地方整備局告示第二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第五百一号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸北部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十九年三月二十九日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○近畿地方整備局告示第三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千五百八十七号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸中部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十五年十月一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○近畿地方整備局告示第四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第三百二十八号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸南部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和六十三年三月五日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○九州地方整備局告示第一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月四日

九州地方整備局長　岡本　博

その関係図面は、平成二十三年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百一号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 行橋市大字草野字殿小路四二〇番一から同市行事七丁目五三五番五まで | 前 | 八・五〇～一七・〇〇メートル | 〇・二一八キロメートル |
| | 後 | 一二・五〇～三一・〇〇メートル | 〇・二一八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所